

【問題提起】第7分科会

「労働者」のいのちと健康を守る活動を考える

- ◇運営委員 桶谷 恵美 (日本医療労働組合連合会)
関原 みどり (全日赤医療センター第一労働組合)
本道 晋 (千葉県勤労者医療協会労働組合)
- ◇助言者 岡村 やよい (働くもののいのちと健康を守る全国センター)

◇分科会趣旨/問題提起

労働安全衛生法が制定された1972年以前は、死亡災害は年間6000人台で推移していましたが、50年経たいま800人程度まで減少しています。厚労省が公表した令和6年の労働災害発生状況(2024年1月~12月)では、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた労働災害による死亡者数は746人と過去最少となった一方で、休業4日以上之死傷者数は、135,718人と4年連続で増加しました。業種別の件数順では、製造業、商業、保健衛生業と続き、事故の型別では、「転倒」、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」、「墜落・転落」の順になっている。また、令和6年度「過労死等の労災補償状況」の中で、「業務災害に係る精神障害に関する事案の労災補償状況」の請求件数3,780件のうち、「医療、福祉」が983件でトップになっています。

働き方改革関連法の施行から7年が経過し、医師の働き方・働かせ方について、時間外・休日労働時間の上限規制が適用されるようになりました。医師以外の職種についても少ない人員配置が原因の長時間過密労働による身体的な疲労とストレスにさらされ、職場は疲弊しています。離職者があとをたたず自死する事例もあります。このような職場環境を改善するために労働安全衛生委員会を活用する必要があります。労働安全衛生法の規定で50人以上の職場では設置と毎月1回以上会議開催義務づけられています。構成メンバーについても定められており、労働者が構成メンバーに入らなければなりません。職場の人員体制を理由に衛生委員会に参加できない、あるいは衛生委員会を開催しないなど本末転倒です。困難な職場ほど開催する必要があります。

また、2020年から義務付けられたパワハラ対策の指針でも「事業主が職場における…雇用管理上講ずべき措置の内容」の中で、「…措置を講じる際に、必要に応じて、労働者や労働組合の参画を得つつ…労働者や労働組合の参画を得る方法として、例えば労働安全衛生法に規定する衛生委員会の活用なども考えられる」としています。衛生委員会を大いに活用して、適正な人員配置の確保による長時間過密労働の解消とメンタルヘルス対策、勤務間隔インターバルの確保等健康で働き続けられる職場作りを目指し、労働安全衛生活動の強化と課題について交流します。